



改正鉱業法の概要

平成26年4月

東北経済産業局 資源・燃料課

鉱業法の一部を改正する等の法律 (平成23年法律第84号)の公布について

「鉱業法の一部を改正する等の法律」は平成24年1月21日に施行されました。

1. 法改正の背景・目的

国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増している中で、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進め、鉱物資源の安定供給を確保することがますます重要となった。

こうした中、我が国の鉱業に関する基本的事項を定める鉱業法は、昭和25年に制定されて以来、本格的な改正がされておらず、鉱業権を設定する際に、開発主体の適格性を確認していないなど、必ずしも鉱物資源の開発を巡る国内外の新たな動きに対応できる制度ではなくなっていた。

このような状況を踏まえ、国内において鉱物資源を適正に管理しつつ、適切な主体による合理的な開発が行われることを確保するため、今般改正を行ったものである。

2. 改正のポイント

(1) 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加（法第29条）

適切な主体による合理的な資源開発が行われるよう以下の許可基準を追加。

- ・**経理的基礎及び技術的能力** ・**十分な社会的信用** ・**欠格事由に該当しない**
- ・**公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでない** など

(2) 鉱業権の設定等に係る新たな手続き制度の創設（特定区域制度）

（法第38条、39条、40条、41条、42条）

特定鉱物※について、従来の先願主義による出願手続きを見直し、国が区域を指定して開発者を募集。申請者の中から最も適切な者に対して鉱業権設定の許可を与える。

※「特定鉱物」：鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他政令で定める鉱物（法第6条の2）

政令：1 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす

金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、
硫化鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、
トリウム鉱及び重晶石

2 海底又はその下に存在する堆積鉱床をなす

銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱及び
コバルト鉱

3 アスファルト

(3) 鉱物の探査に係る許可制度の創設（法第4章の2）

鉱物の探査（地震探査、その他省令で定める探査）を行う者は、事前の許可が必要。

3. 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加について

(1) 鉱業権設定の出願（法第21条、規則第4条）

① 願書（様式第2）

② 区域図（4葉）

③ 鉱床説明書（採掘出願の場合）

④ 添付書類（租鉱権の設定申請も同様）

旧法における提出書類

①,②,③, 戸籍謄本, 登記事項証明書等

ア) 戸籍謄本、登記事項証明書等

イ) 事業計画書

ウ) 事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びに資金の調達方法を確認する書類

エ) 法人の場合は、直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款、役員の履歴書

オ) 主たる技術者の履歴書

カ) 鉱物の掘採に係る体制を記載した書面

キ) 法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ク) その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

経過措置により**既出願**は改正法に基づく出願とみなされますが、**許可の基準は改正法が適用される**ため、法第137条に基づき ④イ)～ク)に係る書類の補充を命じます。

※提出までの期間は、命令書発出日から20日間(延長は原則1回限り認めるが延長する期間は20日間とする。)

書類の内容と許可ポイント

●経理的基礎及び技術的能力(法第29条第1項1号)

「鉱業法に基づく東北経済産業局長の処分に係る審査基準等について」第1、1.(2)①②参照 (p4)

④イ) 事業計画書 (様式第2の1)

- ・目的とする鉱物の掘採計画 ・掘採の方法 ・掘採を行うための資金計画 ・掘採を行うための体制
- ・予想される鉱害の範囲及び態様 ・目的とする鉱物又はそれと類似のものに関する掘採の実績
- ・鉱業権(租鉱権)の設定を受けようとする区域における探鉱の実績

④ウ) 事業に要する資金の額及びその調達方法に係る書類

- ・実際に事業に必要となる設備資金、運転資金を含めた操業資金の額(目安として2年程度の資金)
- ・調達方法(自己資金、親会社からの借入、金融機関からの借入、letter of intent 等)

★ 資金の調達方法を確認する書類

- ・借用証書の写し等(確実性が確認できるもの)

P 出願時に資金等を有していない場合でも、事業を実施に至るまでに(鉱業権の設定から6ヶ月以内)資金等を確保しうる確実性を有していればよい。

P 鉱業権を抵当権設定することで資金調達する等の調達方法は認められない。

④エ) 法人の場合

- ・直近3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款、全役員の履歴書(押印が必要)

P 繰越欠損金等があった場合等でも、事業に必要な資金の調達が可能である合理的な理由が提出された場合は、経理的基礎を有するものとして取り扱う。

④オ) 主たる技術者の履歴書(押印が必要)

・技術者の組織・体制、主たる技術者(組織・体制上一定の責任を有する者)の実務経験、経歴を記載した書面

P 目的とする鉱物と同種の鉱物の開発に係わる経験を有していること。

P 法人として開発経験を有していた場合でも、主たる技術者の実務経験、技術力が確認されなければ認められない。他方、法人としての開発経験を有していない場合でも、開発経験を有する技術者を確保していれば認めることも可能。

④カ) 鉱物の掘採に係る体制を記載した書面

・開発に係わる組織・体制を記載

P 事業全部を委託するような請負は鉱業自営主義の原則に従い認められない。ただし、石油または可燃性天然ガスに係る開発については事業の一部の請負は認める場合がある。

P 出願人等において主たる技術者がいない場合は、請負先を含めた体制、請負先における技術者の履歴書の歴書を含めることも可能である。

④ク) その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

・④イ)～カ)のほか、必要に応じて以下の書類提出を指導する場合がある。

・法第109条に定める鉱害賠償が生じた場合における支払い能力を証する書面 など
(保険の付保証明、賠償に係る準備金の証明等)

P 経理的基礎は常に変化するものと考えられることから、許可処分するまでに出願受理日から12ヶ月以上経過しているときは、処分する前に再度確認する。

●十分な社会的信用(法第29条第1項第2号)

「審査基準等について」第1、1.(2)③参照 (p6)

- ・出願人等の氏名又は名称その他の情報により、十分な社会的信用を有していないと疑われる場合などに、必要に応じて確認。各々のケースに合わせて内容を総合的に評価し、その状況から鉱業権の設定を認めることが著しく不適当な場合についてのみ、本基準により不許可処分を行う。
(例) 鉱業権の設定を受けようとする者が、鉱業法上の権利について不適切な勧誘行為等を行ったとして、消費者庁が消費者安全法に規定する消費者への注意喚起を行い、企業名等が公表されたことがないか。
(例) 鉱業関連法令の規定に違反し、又は刑法の罪を犯し、罰金刑に処せられたことがないか。
- ・必要に応じて誓約書の提出を求める場合がある。

●欠格事由に該当しないこと(法第29条第1項第3号)

「審査基準等について」第1、1.(2)④参照 (p7)

- ④キ) 法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ・鉱業法又は鉱山保安法に係る違反、法第55条の規定による鉱業権取消から2年経過しない、等が無いことを誓約する書類。

●公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでない(法第29条第1項第9号)

「審査基準等について」第1、1.(2)⑤参照 (p8)

- ・法第29条第1項第1号から第8号までの基準等に適合する場合であっても、鉱物の安定供給の観点を含めた公共の利益の増進に支障を及ぼす場合には、鉱業権の設定の許可を認めないものとする。
(例) 国内需要が見込まれるにも関わらず、海外に売却することを目的として鉱物の掘採を行う場合
- ・適否の判断に当たっては、公共の利益の観点から、出願人等の利益、鉱物資源政策の適正な実施等を総合的に勘案して判断する。
- ・必要に応じて誓約書の提出を求める場合がある。

●その他の許可基準

- ・特定区域に重複しないこと（法第29条第1項第4号）
- ・試掘出願地が同種の鉱床中の鉱物の鉱区と重複しないこと（法第29条第1項第5号）
- P 改正法では一部不許可の処分の規定がなくなりました。**
よって、同種鉱床の鉱区、鉱区禁止地域又は特定区域と一部重複する出願は、そのままでは許可できません。
- P 改正法施行前の出願も適用されるため、法第137条の規定により、重複している場合は残存区域の座標値を示し、区域図の修正を命じます。**
※提出までの期間は、命令書発出日から20日間
（延長は原則1回限り認めるが延長する期間は20日間とする）
- P 指定した期限までに修正又は補充をしないときは、法第139条第3号の規定により却下されることになる。**

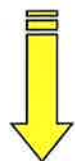
(2) 地位の承継、相続、譲渡

- ①鉱業出願人の地位を承継する場合（法第35条、第36条、規則第8条）
地位を承継しようとする者は、その承継に係る鉱業出願（様式5）をしなければならない。
 - ②相続その他の一般承継の場合
前述①同様に、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願（様式5）をしなければならない。
また、承継しないときも、遅滞なく届け出なければならない。
- P 様式第5による手続きの添付書類は、出願時に必要な添付書類と同様のもの。**
- P 旧法では、出願人の名義変更届けを提出することで効力発生。**

③ 鉱業権を移転(譲渡)する場合(法第51条の2)

鉱業権を移転しようとする場合は、当該鉱業権の移転を受けようとする者が申請して、(様式第12の1)その許可を受けなければならない。

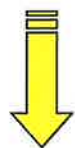
移転の申請(規則第14条の2、登録令第14条第2号、第16条)



【審査基準】

- ・経理的基礎及び技術的能力
- ・十分な社会的信用
- ・欠格事由に該当しない
- ・公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでない など

許可通知



【登録免許税の納付】(規則第17条第1項)

許可通知を受けた者は、登録免許税の領収証書又は印紙を貼った納付書に通知書を添えて、経済産業局長に提出しなければならない。

【形式審査】

登録

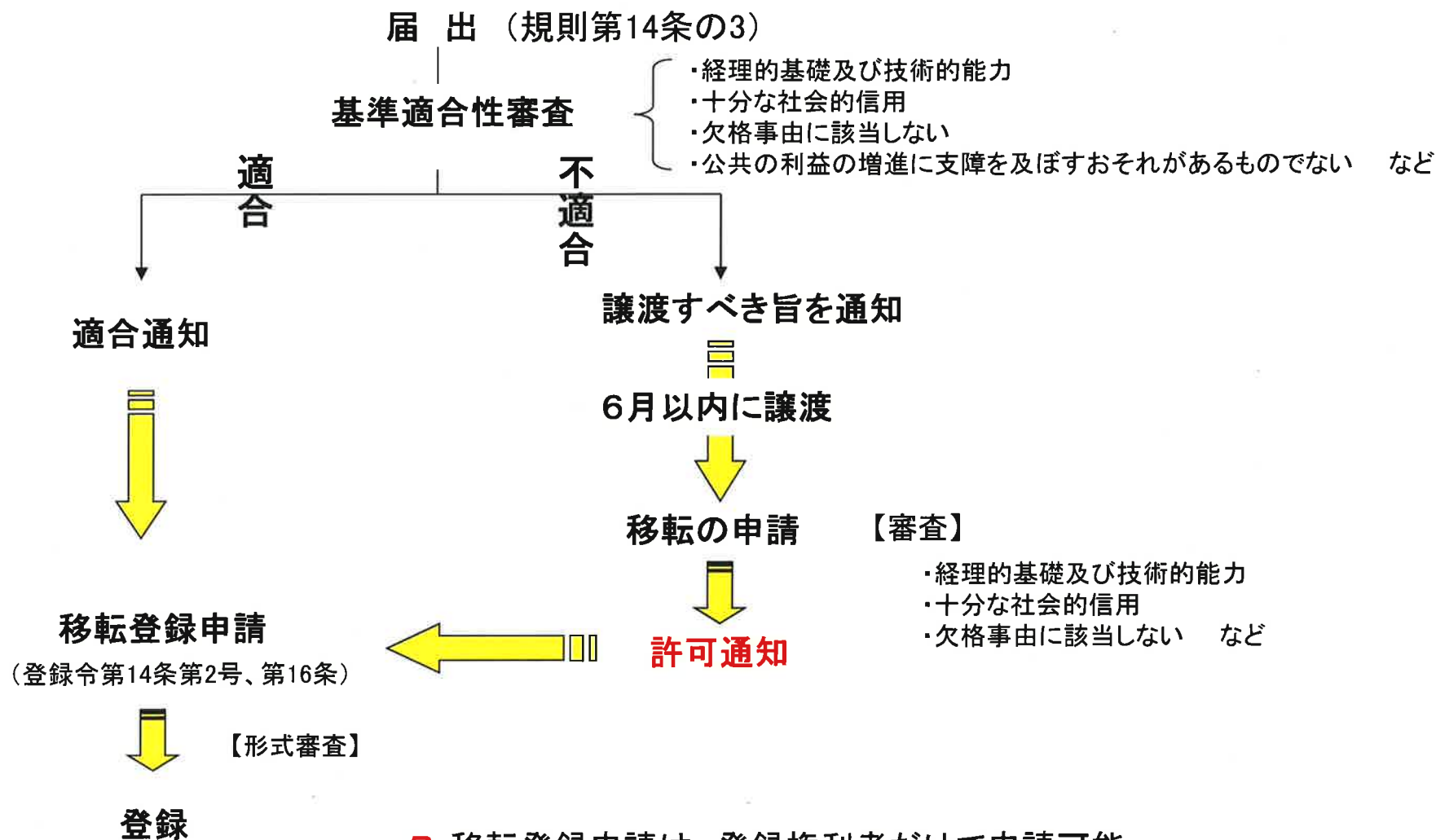
【許可の失効】(法第37条)

許可通知を受けた日から30日以内に、登録免許税を納付、申請しないときは、許可は、その効力を失う。

移転の許可手続きが新設

④ 鉱業権を相続その他一般承継する場合（法第51条の3）

相続その他一般承継によって鉱業権を取得した者は、取得の日から3月以内にその事実を証する書面を沿えて届出（様式第12の2）なければならない。



P 移転登録申請は、登録権利者だけで申請可能

4. 鉱業権の設定等に係る新たな手続き制度の創設(特定区域制度)

(1) 特定区域の指定 (法第38条)

- ① 特定鉱物の鉱床が存在、又は存在する可能性がある区域について、特定開発者を選定し、試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、特定区域を指定。

【区域指定】

- ア) 法第14条第2項に規定する面積以上の面積を有する土地の区域
- イ) 同種の鉱区及び出願地と重複しない区域
- ウ) 他の特定鉱区と重複しない区域

P 事業者から区域指定等の提案があった場合に、それを基に検討を行う。

P 特定区域指定の際の探査が不十分であった場合、申請人に対し、探査の実施を含んだ事業計画書の提出を求める場合がある。

- ② 特定区域を指定したときは、特定開発者の募集に係る実施要綱を定め、6月を下らない応募期間を定めて公示する。

【実施要領】

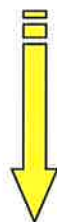
- ・特定区域の所在地
- ・特定区域の面積
- ・設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
- ・特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
- ・特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間
- ・特定開発者を選定するための評価の基準
- ・その他、特定開発者の募集に必要な事項

(2) 特定区域における鉱業権の設定申請（法第39条、規則第22条の2）

- ① 指定された特定区域において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、実施要綱に従って申請して、許可を受けなければならない。

【申請書類】

申請



- ア) 申請書（様式第13の1）
イ) 事業計画書（様式第13の2）

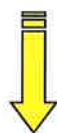
- ・ 特定鉱物の掘採計画
- ・ 掘採の方法
- ・ 資金計画
- ・ 掘採を行うための体制
- ・ 予想される鉱害の範囲及び態様
- ・ 省令で定める事項（掘採の実績、探査の実績・鉱床の評価、販路 など）
- ・ 添付書類（技術的能力、経理的基礎、十分な社会的信用に係る書類）

- ウ) 区域図（様式第26）

【申請先】

海域：資源エネルギー庁
陸域：管轄経済産業局

② 特定開発者の選定等（法第40条）



【基準適合性審査】

- ・ 経理的基礎及び技術的能力
- ・ 十分な社会的信用
- ・ 欠格事由に該当しない
- ・ 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでない など

適合者について
評価基準により評価



許可

許可を受けた者は、30日以内に登録免許税を納付、手続きしないと、その効力を失う。

5. 鉱物の探査に係る許可制度の創設

(1) 許可の対象となる鉱物の探査（法第100条の2第1項）

① 鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る）で、

② 地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するもの

として、経済産業省令で定めるもの。

ア) 地震探鉱法（規則第44条の2第1項）

人工的に振動をおこすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法

イ) 電磁法（規則第44条の2第2項第1号）

電磁波を発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法（海域が対象）

ウ) 集中的サンプリング探査法（規則第44条の2第2項第2号）

底質を収集する機器を用いて、底質を集中的に収集する方法（海域が対象）

P 資源探査と科学的調査の行為形態の類似性に留意しつつ、資源探査規制の実効性を担保するため、その行為目的（行為者の主観）にかかわらず、科学的調査を目的とする探査であっても、結果的に鉱物の賦存状況を確認できるような探査は許可が必要。

（例）「鉱物の賦存マップ作成のための調査」

「堆積物の生成過程の解析」 など

(2) 鉱物の探査の許可申請（法第100条の2、規則第44条の3）

探査許可申請をする者は、次の事項を記載した申請書を提出して許可を受けなければならない。

申請



【申請書類】

ア) 申請書（様式第35）

探査の期間、探査方法、実施計画、寄航予定地・日付、文化財等の保護に関する事項、農林漁業等との調整に関する事項、他人の鉱区内で探査するにあつては鉱業権者との調整に関する事項、探査結果の取扱いに関する事項

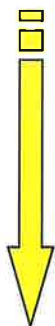
イ) 区域図（3葉）

ウ) 誓約書等

【申請先】

海域：資源エネルギー庁
陸域：管轄経済産業局

審査



【許可基準】（法第100条の3、規則第44条の8）

ア) 水管、ガス管、石油管等が損傷を受けることがないような措置

イ) 危険防止のために必要な措置

ウ) 適切に遂行できる実施体制

エ) 適切な実施計画

オ) 欠格事由に該当しない

カ) 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでない など

「審査基準等について」第1、1. (23) 参照（p27）

許可証

交付

（条件付き許可の場合有り）

P 許可証の携帯義務

P 鉱業権者が自鉱区内の探査を行う場合も当該許可が必要

※ 変更の許可等（法第100条の4）、許可の取消し（法第100条の5）、違反行為に対する措置（法第100条の6）

6. その他(通達改正等)

(1)事業着手延期及び事業休止の認可に係る運用について (法第62条)

①未着手鉱区等の取扱い

鉱業権を取得したものの、鉱業法第62条第2項又は第3項の規定に基づき事業着手の延期や事業の休止を申請し、実態として事業が行われていない鉱区について、鉱業権を有効に活用し資源開発を進めるため、複数保有する鉱区を計画的に操業するため等やむを得ない場合を除き、厳格に運用を行うこととした。

P 単に経済事情の変動により採算が取れないことを事由とすることは認められない。

P 認可事由

「審査基準等について」第1、1.(13)③カ、キ参照 (p17)

②事業着手延期等の認可を受けている者への予告通知の廃止について

従来、運用通達に基づき、事業着手延期等の認可を受けている鉱業権者に対して、当該認可期間の満了後、引き続き事業の着手を延期し又は事業を休止しようとするときは、現に認可を受けている期間内に期間の延長申請の手続きを取らなければならない旨の文書の送付を行っていましたが、法改正に伴う運用通達の見直しを行った結果、当該制度については廃止した。

よって、各鉱業権者は期間延長の手続きを失念しないよう、期限を管理するとともに、期限の1月程度前までに申請すること。

(2) 施業案の一部変更について（法第63条）

① 申請様式、記載の手引き

- ・東北経済産業局HP／資源エネルギー／鉱業のページに掲載。

② 一部記載項目が追加

ア) 採掘を行うための資金計画（様式中、5.（6））

- ・事業に必要となる設備資金、運転資金を含めた創業資金の複数年度の運用計画。
- ・必ずしも役員会等の承認は必要としない。

イ) 採掘を行うための体制（様式中、5.（7））

- ・鉱業の実施に当たる主たる技術者の組織・体制

P 認可基準

「審査基準等について」第1、1.（14）～（18）（22）（p19）～（27）参照

(3) 申請関係様式第17～様式第20の6

- 出願、申請、届出は、記載方法を統一することとなり、申請人の記載は、
・「名称」から「名称 **印**」に改められた。

【 鉱業法に関する問い合わせ先 】

東北経済産業局 資源・燃料課

電話 022-221-4934

ファクス 022-213-0757